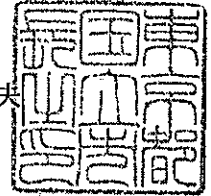




国都市発第17号
令和2年5月1日

国立市情報公開及び個人情報保護審議会
会長 原田 泰孝 様

国立市長 永見 理夫



諮問書

国立市個人情報保護条例第11条の規定に基づき、下記事項について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

記

1. 諮問事項

電子計算組織を利用した生産緑地及び特定生産緑地に係る個人情報ファイルの作成について

2. 諮問理由

現在、Excel 及び Access により作成している生産緑地台帳について、GIS（地理情報システム）データと紐づけた個人情報ファイルを作成することにより、生産緑地の管理事務及び特定生産緑地指定手続に係る事務の円滑化を図るため。

以上

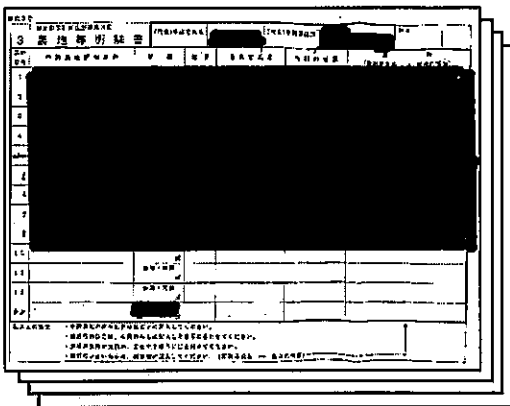
【諮問資料】

1. 背景

- ① 今まで紙媒体でしか持っていなかった生産緑地の情報（指定地番、所有者や所有者住所、指定年月日等）について、電子計算組織を利用した個人情報ファイル（生産緑地台帳）を作成するため、平成31年1月11日に国立市情報公開及び個人情報保護審議会へ諮問した。諮問の結果、答申書（平成31年1月28日付：別紙1参照）を受け、ExcelとAccessによりデータベース化した生産緑地台帳を作成した。
- ② 上記①の生産緑地台帳は、地図情報（地番図、地形図）とは連携していないので、当該生産緑地の場所を地図で確認するにはデータベースで生産緑地の地番を確認し、住宅地図等で調べる必要がある。
- ③ 当課が保有している生産緑地の図面（所有者情報等はない図枠）は青焼きの大判図面及びJw-CAD形式の電子データ図面である。Jw-CAD形式の電子データ図面は座標を持たないため、生産緑地台帳や地図情報と連携することが出来ない。そのため、図面のベースである地形図が変更された場合、図面同士を重ねることが難しく図面の作成が非常に困難となる。生産緑地地区は、ほぼ毎年、都市計画が変更される案件があるため、図面が作成できないとなると業務に支障をきたす。
- ④ 都市緑地法等の一部を改正する法律により、特定生産緑地制度が創設（平成30年4月1日施行）された。既存の生産緑地とは別に特定生産緑地についてもデータベースと図面を作成する必要がある（国立市は今年度から申請の受付を開始する）。

・紙の台帳からExcelの台帳を作成（令和元年7月完成）

生産緑地明細書（紙媒体）



生産緑地台帳（Excel版）

生産緑地番号	地番	地積	生産緑地指定日	中山譲渡日	所有者氏名
160	西2-29-57	4,231.00	平成4年11月5日	令和4年11月5日	■■■■
160	西2-29-63	1,156.00	平成4年11月5日	令和4年11月5日	■■■■
31	青緑1-17-11	856.00	平成4年11月5日	令和4年11月5日	■■■■
32	青緑1-19-2	1,094.00	平成4年11月5日	令和4年11月5日	■■■■
24	青緑1-2-1	983.00	平成4年11月5日	令和4年11月5日	■■■■
24	青緑1-2-2	1,532.00	平成4年11月5日	令和4年11月5日	■■■■
24	青緑1-2-3	1,430.00	平成4年11月5日	令和4年11月5日	■■■■
24	青緑1-3-1	952.00	平成16年1月1日	令和16年1月1日	■■■■
24	青緑1-3-2	253.00	平成16年1月1日	令和16年1月1日	■■■■
24	青緑1-3-3	486.00	平成16年1月1日	令和16年1月1日	■■■■
134	青緑1-35-19	830.00	平成4年11月5日	令和4年11月5日	■■■■
134	青緑1-35-20	243.00	昭和53年12月27日	-	■■■■
134	青緑1-35-21	530.00	昭和53年12月27日	-	■■■■
134	青緑1-35-22	402.00	昭和53年12月27日	-	■■■■
29	青緑1-28-8	652.00	昭和53年12月27日	-	■■■■
29	青緑1-36-4	250.00	昭和53年12月27日	-	■■■■
135	青緑1-37-23	473.00	昭和53年12月27日	-	■■■■

・現在の図面の管理状況

青焼きの大判図面



Jw-CAD形式の電子データ図面（座標なし）



2. 目的

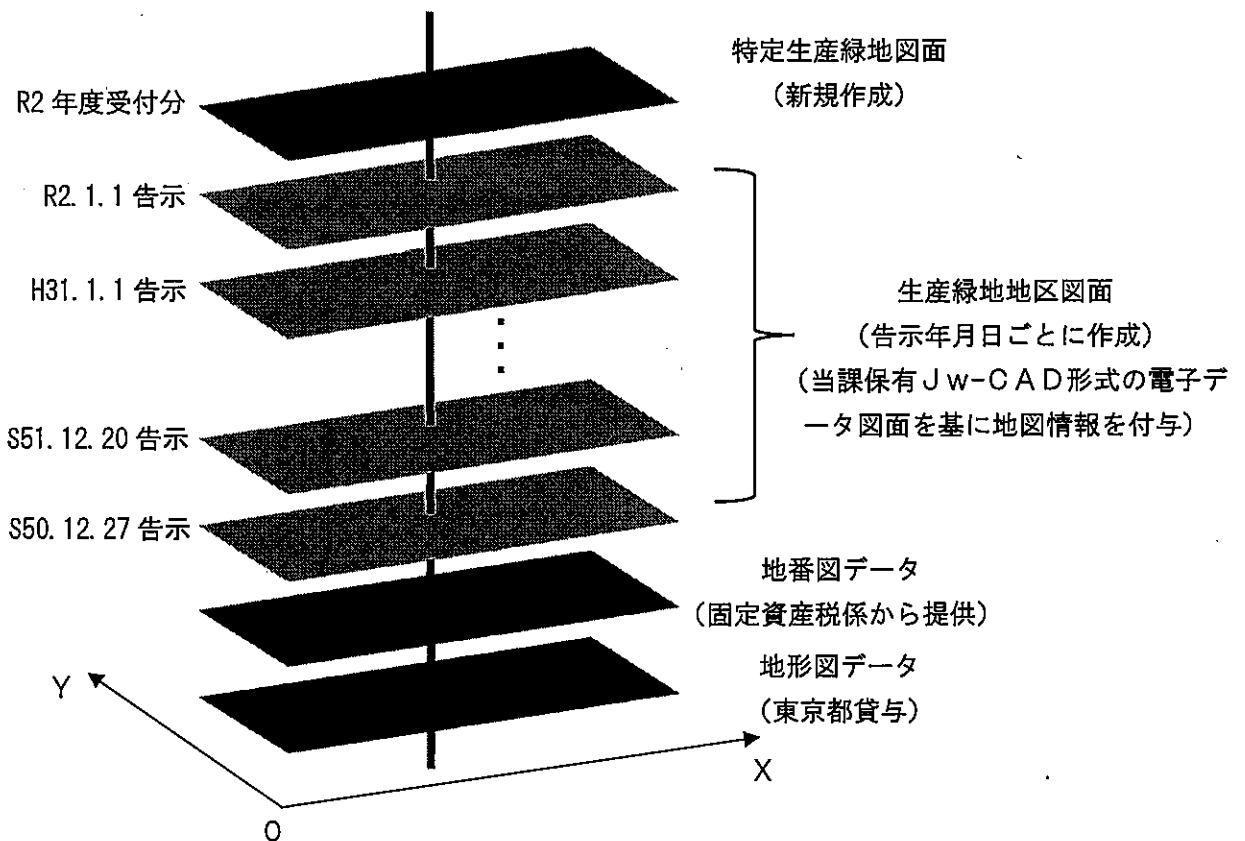
生産緑地台帳と図面を紐づける（GISデータとする）ことで、日々の生産緑地管理業務を正確に対応するため。また、毎年の都市計画変更事務を円滑にするため。

3. 作業内容

下記①～③を委託業者により作業する。

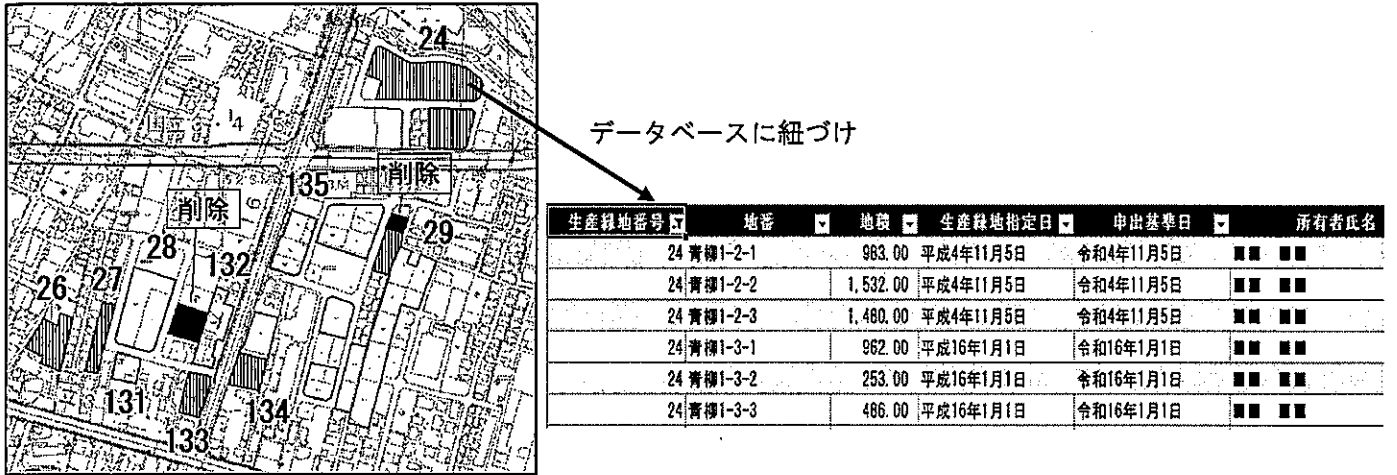
- ① 東京都から貸与されている地形図データ、固定資産税係から提供された地番図データ（個人情報含まない）をベースに、当課が保有している生産緑地台帳の情報とJw-CAD形式の電子データ図面から生産緑地地区図面を告示年月日ごとに座標を持たせたGISデータを作成する。
- ② 作成された図面の図枠に対してそれぞれ生産緑地台帳の情報を持たせる。生産緑地台帳と図面を紐づけたデータベースを作成する。
- ③ 令和2年度から受付した特定生産緑地についても、データベース及び図面を作成する。

GISデータ作成イメージ図（全体像）



各図面のことをGIS上はレイヤー（層）という。各レイヤーは共通の座標を持っており、簡単に重ね合わせることができる。当課が保有しているJw-CAD形式の電子データ図面は座標を持っておらず、地形図と重ね合わせることが困難である。そこで生産緑地図面及び特定生産緑地図面に座標を持たせるのと合わせて図面上の図枠に生産緑地台帳の情報を紐づける。

・GISデータ作成イメージ図（地区図面とデータベースの紐づけ）



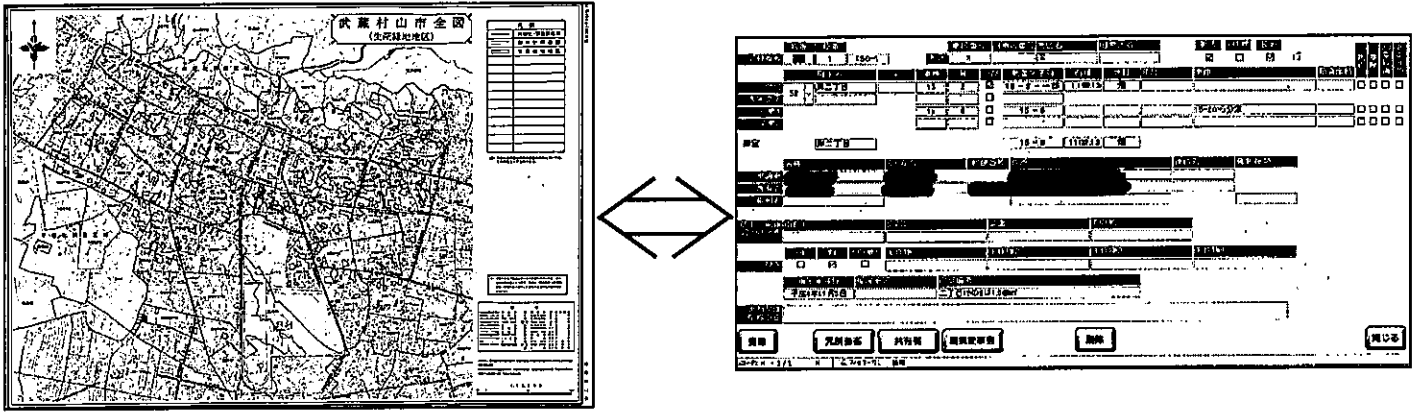
4. 委託について

- ① 当課が保有している生産緑地台帳及びJw-CAD形式の電子データ図面、東京都より貸与されている平成27年度版地形図、固定資産税係から提供された地番図を委託業者に貸与する。なお、東京都より貸与されている地形図については都の許可を取る等、必要な手続きを行う。また、固定資産税係が持っている地番図データも取得し、それも合わせて貸与する。
- ② 都市計画課はGISデータ（シェープファイル等）を開くソフトウェアについて簡易的なソフトは持っているが、システム構築がなされていない。そこで、成果品についてはDVD-ROMにてデータ納品とし、東京都や国立市都市計画審議会で使用する紙の図面については、委託業者に納品してもらう。今後、都市計画課においてシステムが構築され次第、GISデータ環境を構築する。
- ③ 毎年度見込まれる生産緑地の追加・削除業務についても同様に委託を行って図面データを作成していく予定。
- ④ 下記受託要件を設けることで（現在、特記仕様書を作成中）、個人情報適切に管理できる業者を選定する。

第〇条（業務の受託要件）

1. 本業務の実施にあたって取り扱う情報は、地理空間情報専門技術、測地技術等に関する有資格者の専門技術を有している事が求められ、かつ、生産緑地地区内の農地所有者の財産を扱う重要な個人情報が含まれることから、第三者機関において下記の公的認証取得を保有している事とし、その内容が確認できる登録証の写しを添付するものとする。
 - (1) 測量業登録
 - (2) 地理空間情報専門技術者(GIS1級)認定(写)
 - (3) RCCM(建設情報部門)(写)
 - (4) プライバシーマーク制度の登録(JIS Q 15001個人情報保護マネジメント)
 - (5) 品質マネジメントシステムの登録(ISO9001)
2. 本業務と同様の業務請負実績として、東京都内の市区町村の自治体において、過去5年以内に生産緑地都市計画変更作業及び生産緑地台帳管理GISシステムデータの開発運用について、その請負実績を有している事とし、その内容が確認できる契約書の写しを添付するものとする。

・(参考) 武蔵村山市が作成している生産緑地のGISデータ(システム構築済)



5. 効果

- ① 生産緑地台帳と図面データを紐づけたGISデータを作成することにより、生産緑地の管理事務及び特定生産緑地指定手続に係る事務の円滑化を図ることができる。
- ② ExcelやAccess、Jw-CADに精通していない人が担当になったとしても事務品質を保つことができる。

6. 取り扱う個人情報の項目

別紙2参照。

7. 情報セキュリティ対策

	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

以上

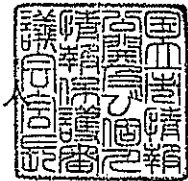


別紙 1

国情議収第7号
平成31年1月28日

国立市長 永見 理夫 様

国立市情報公開及び
個人情報保護審議会
会長 只野 雅



答 申 書

平成31年1月11日付け国都市発第148号により諮問のありました下記事項について、当審議会は、次のとおり意見を申し述べます。

記

1 諮問事項

特定生産緑地指定手続に係る事務の実施に伴う電子計算組織を利用した生産緑地に係る個人情報ファイル（生産緑地台帳）の作成について

2 当審議会の意見

（結論） 上記諮問事項に係る事務に関し、担当者から説明を受け審議した結果、可とするとの結論に達しました。

（付言） セキュリティ対策について万全を期するよう努められたい。

【諮問資料：生産緑地台帳に記載する個人情報の項目のリスト】

～生産緑地について～

1. 生産緑地番号
2. 生産緑地の地番
3. 申請年月日
4. 告示年月日
5. 申出基準日
6. 代表申請者氏名
7. 代表申請者氏名ふりがな
8. 代表申請者住所
9. 代表申請者電話番号
10. 面積（実測または公簿）
11. 地目
12. 当該生産緑地の所有者
13. 当該生産緑地の所有者ふりがな
14. 当該生産緑地の所有者住所
15. 当該生産緑地が相続税納税猶予を受けているか否か
16. 当該生産緑地における権利者氏名
17. 当該生産緑地における権利者氏名ふりがな
18. 当該生産緑地における権利者住所
19. 権利の種類（例. 所有権、抵当権、小作権等）
20. 当該生産緑地における主な農業従事者氏名
21. 当該生産緑地における主な農業従事者氏名ふりがな
22. 当該生産緑地における主な農業従事者住所
23. 当該生産緑地における主な農業従事者年齢
24. 代表申請者と当該生産緑地における主な農業従事者の関係性（例. 妻、子等）
25. 主な作物の種類
26. 農業用施設の有無
27. 農業用施設の種類（例. ビニールハウス等）
28. 農業用施設の面積
29. 誓約書の有無（都市計画法第11条第1項各号に掲げる都市施設の事業施行の際の協力）
30. その他特記事項（例. 市民農園が開設されている等）

※ 10～30の項目については、当初指定申請時の情報及び変更後の情報も含む。

～特定生産緑地について～

1. 特定生産緑地番号
2. 特定生産緑地の地番
3. 申請年月日
4. 公示年月日
5. 指定期限日
6. 代表申請者氏名
7. 代表申請者氏名ふりがな
8. 代表申請者住所
9. 代表申請者電話番号
10. 面積（実測または公簿）
11. 地目
12. 当該特定生産緑地の所有者
13. 当該特定生産緑地の所有者ふりがな
14. 当該特定生産緑地の所有者住所
15. 当該特定生産緑地が相続税納税猶予を受けているか否か
16. 当該特定生産緑地における権利者氏名
17. 当該特定生産緑地における権利者氏名ふりがな
18. 当該特定生産緑地における権利者住所
19. 権利の種類（例. 所有権、抵当権、小作権等）
20. 当該特定生産緑地における主な農業従事者氏名
21. 当該特定生産緑地における主な農業従事者氏名ふりがな
22. 当該特定生産緑地における主な農業従事者住所
23. 当該特定生産緑地における主な農業従事者年齢
24. 代表申請者と当該特定生産緑地における主な農業従事者の関係性（例. 妻、子等）
25. 主な作物の種類
26. 農業用施設の有無
27. 農業用施設の種類（例. ビニールハウス等）
28. 農業用施設の面積
29. その他特記事項（例. 市民農園が開設されている等）

※ 10～29の項目については、当初指定申請時の情報及び変更後の情報も含む。